

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                           |
|-------|--------------------------------|
| 34    | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和5年5月31日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |



| システム2～5     |  |
|-------------|--|
| システム2       |  |
| ①システムの名称    | 番号連携サーバ  |
| ②システムの機能    | <p>① 宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。</p> <p>② 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③ 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基グループウェアへ送信する。</p> <p>④ 情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>⑤ 情報照会機能: 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>⑥ お知らせ機能: 各業務で管理するお知らせ送付先情報を受領し、お知らせする内容とともに中間サーバへ送信する。中間サーバよりお知らせ情報の開封状況・回答結果を受信する。指定したお知らせ情報の取消要求を中間サーバへ送信する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 （番号連携サーバを利用する全てのシステム）</p>   |
| システム3       |  |
| ①システムの名称    | 統合基盤システム(庁内連携システム)   |
| ②システムの機能    | <p>① Web 連携機能(同期連携/非同期連携) : SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う。</p> <p>② ファイル連携機能(送受信/通知) : FTPによりファイル送受信を行う。</p> <p>③ データベース連携機能 : JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書込・取得する。</p> <p>④ 日本語資源管理 : 外字を管理・配信する。</p> <p>⑤ 印刷基盤</p> <p>⑥ 共通認証基盤</p> <p>⑦ ファイルサーバ</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 （統合基盤システムを経由して庁内連携する全てのシステム）</p>  |
| システム4       |  |
| ①システムの名称    | 総合宛名システム   |
| ②システムの機能    | <p>総合宛名システムは、住登者及び住登外者データの取込処理と各業務システムへのデータ提供を基本機能とする。</p> <p>・連携データ取込機能</p> <p>・住記システムから、住登者データの取込を行う。</p> <p>・住記システム以外の各業務システムから住登外者データの取込を行う。</p> <p>・データ提供機能</p> <p>・各業務システムに対し、宛名データ及び共通マスタデータを日次又は随時にて、差分/全件データ提供する。</p>   |
| ③他のシステムとの接続 | <p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 （総合宛名システムを利用する全てのシステム）</p>  |

| システム5                           |   |
|---------------------------------|---|
| ①システムの名称                        | 住民基本台帳ネットワークシステム  |
| ②システムの機能                        | 1 本人確認情報検索<br>住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバ(CS)端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。  |
| ③他のシステムとの接続                     | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 戸籍システム、コンビニ交付システム、番号連携サーバ ) |
| システム6～10                        |   |
| システム11～15                       |   |
| システム16～20                       |   |
| 3. 特定個人情報ファイル名                  |   |
| 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給管理台帳ファイル |   |
| 4. 個人番号の利用 ※                    |   |
| 法令上の根拠                          | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の101の項<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条  |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※      |   |
| ①実施の有無                          | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                         | ・番号法第19条第8号及び別表第二<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)<br><br>(情報照会の根拠)<br>・別表第二 121の項<br><br>(情報提供の根拠)<br>なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)                               |
| 6. 評価実施機関における担当部署               |   |
| ①部署                             | 福祉局 生活福祉部 福祉総務課   |
| ②所属長の役職名                        | 福祉総務課長  |
| 7. 他の評価実施機関                     |   |
| —                               |   |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名                  |  |
|---------------------------------|--|
| 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給管理台帳ファイル |  |
| 2. 基本情報                         |  |
| ①ファイルの種類 ※                      | [ その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数                      | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※                   | ・令和5年1月1日及び基準日(令和5年6月1日)に本市に住居登録がある者のうち、住民税均等割非課税の者<br>・令和5年1月2日から基準日(令和5年6月1日)までの間に本市に転入してきた者   |
| その必要性                           | 当該給付の対象者は、基準日(令和5年6月1日)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯であるが、住民税の賦課期日が1月1日のため、令和5年1月1日時点で他市町村に住居登録をされていた者については転入元の市区町村へ課税情報を確認する必要がある。<br>また、令和5年1月1日時点で本市に住居登録がありながら、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者について、課税市町村に課税情報を確認する必要がある。  |
| ④記録される項目                        | [ 10項目以上50項目未満 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※                        | ・識別情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)<br>・連絡先等情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| その妥当性                           | 【識別情報】<br>・個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号) 他機関の情報照会を行うために必要となる。<br>【連絡先等情報】<br>・4情報 情報照会により住民税非課税世帯と判明した場合、確認書を郵送で送付するために必要となる。<br>・その他住民票関係情報 令和5年1月2日から令和5年6月1日までの転入者であることの確認及び市民税情報の照会先機関を確定するために必要となる。<br>【業務関係情報】<br>・地方税関係情報 本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定するに当たり所得の状況を把握する必要がある。   |
| 全ての記録項目                         | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日                          | 令和5年6月1日   |
| ⑥事務担当部署                         | さいたま市 福祉局 生活福祉部 福祉総務課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用   |   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|---|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※            | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民局区政推進部、財政局税務部市民税課）<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（）<br><input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（各地方自治体）<br><input type="checkbox"/> 民間事業者（）<br><input type="checkbox"/> その他（）                               |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法             | <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他（） |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ③使用目的 ※           | 番号法第9条第1項 別表第1 第101の項の規定による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る業務を行うため。   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ④使用の主体            | 使用部署  | 福祉局 生活福祉部 福祉総務課（給付金担当）  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数  | [ 10人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢>             |   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑤使用方法             | 住民記録関係情報、地方税関係情報をもとに、特定個人情報を使用して給付金申請者情報の管理及び市県民税課税データとの突合による給付判定等を行う。  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 情報の突合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムからの情報は、個人番号対応符号と団体内統合宛名で突合する。</li> <li>・世帯情報等と所得情報(地方税関係情報)を突合することにより給付の支給要否等を決定する。</li> </ul>  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用開始日            | 令和5年6月1日  |   |       |  |          |               |                |                 |                   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託         |  |
|------------------------------|--|
| 委託の有無 ※                      | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件  |
| 委託事項1                        | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給データ抽出・連携業務  |
| ①委託内容                        | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給に必要な情報を抽出・連携する。   |
| ②委託先における取扱者数                 | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名                        | 富士通Japan株式会社 埼玉支社  |
| 再委託                          | ④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                              | ⑤再委託の許諾方法  |
|                              | ⑥再委託事項   |
| 委託事項2～5                      |  |
| 委託事項6～10                     |  |
| 委託事項11～15                    |  |
| 委託事項16～20                    |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない  |
| 提供先1                         |  |
| ①法令上の根拠                      |  |
| ②提供先における用途                   |  |
| ③提供する情報                      |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上           |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |  |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )        |
| ⑦時期・頻度                       |  |
| 提供先2～5                       |  |
| 提供先6～10                      |  |
| 提供先11～15                     |  |
| 提供先16～20                     |  |





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【事務固有データ】

支給金額、申請種別、発送予定日、振込日、電話番号、口座情報、備考

### 【住民記録データ】

宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、英字氏名、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、住民日、住民日届出日、住民日事由コード、区民日、区民日届出日、区民日事由コード、住民区分、現住所町名コード、現住所番地コード、現住所枝番コード、現住所小枝番コード、現住所枝番3コード、現住所番地編集区分、現住所、現住所方書、現住所郵便番号、現住所住定日、現住所届出日、現住所異動事由コード、前住所都道府県コード、前住所市区町村コード、前住所、前住所方書、前住所郵便番号、前住所区分、転入元住所都道府県コード、転入元住所市区町村コード、転入元住所、転入元住所方書、転入元住所郵便番号、転入元住所区分、先住所都道府県コード、先住所市区町村コード、先住所、先住所方書、先住所郵便番号、先住所異動日、先住所届出日、先住所異動事由コード、先住所区分、先世帯主名、処理停止日、処理停止状態区分、処理停止理由区分、処理停止メッセージ、処理停止期限、処理停止端末名、処理停止職員番号、消除フラグ、消除日、消除届出日、消除事由コード、外国人国籍等コード、外国人住民日、外国人住民日届出日、外国人住民日事由コード、外国人第30条45規定区分、外国人在留カード等の番号、外国人在留資格コード、外国人在留期間コード、外国人在留期間開始日、外国人在留期間満了日、外国人カナ通称名、外国人検索カナ通称名、外国人通称名、外国人氏名優先区分、外国人カナ併記名区分、カナ旧氏、旧氏、作成更新日、自治体コード

### 【税データ】

宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、英字氏名、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、住民日、住民日届出日、住民日事由コード、区民日、区民日届出日、区民日事由コード、住民区分、現住所町名コード、現住所番地コード、現住所枝番コード、現住所小枝番コード、現住所枝番3コード、現住所番地編集区分、現住所、現住所方書、現住所郵便番号、現住所住定日、現住所届出日、現住所異動事由コード、前住所都道府県コード、前住所市区町村コード、前住所、前住所方書、前住所郵便番号、前住所区分、転入元住所都道府県コード、転入元住所市区町村コード、転入元住所、転入元住所方書、転入元住所郵便番号、転入元住所区分、先住所都道府県コード、先住所市区町村コード、先住所、先住所方書、先住所郵便番号、先住所異動日、先住所届出日、先住所異動事由コード、先住所区分、先世帯主名、処理停止日、処理停止状態区分、処理停止理由区分、処理停止メッセージ、処理停止期限、処理停止端末名、処理停止職員番号、消除フラグ、消除日、消除届出日、消除事由コード、外国人国籍等コード、外国人住民日、外国人住民日届出日、外国人住民日事由コード、外国人第30条45規定区分、外国人在留カード等の番号、外国人在留資格コード、外国人在留期間コード、外国人在留期間開始日、外国人在留期間満了日、外国人カナ通称名、外国人検索カナ通称名、外国人通称名、外国人氏名優先区分、外国人カナ併記名区分、カナ旧氏、旧氏、作成更新日、自治体コード

### 【番号連携データ】

特定宛名番号、個人番号、公的給付口座登録情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |  |
|--|--|
| <b>1. 特定個人情報ファイル名</b>  |  |
| 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給管理台帳ファイル  |  |
| <b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>  |  |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を越えた入手が行われているおそれがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検する。確認書又は申請書を審査する際には、本人確認を実施できるよう本人確認書類の確認を実施し、対象外情報を入手することのないよう努める。  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| ・届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。   |  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |  |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク  |  |
| ユーザ認証の管理   | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法   | 利用する職員個人ごとにID・パスワード・静脈認証情報を設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。   |
| その他の措置の内容  | さいたま市で使用している情報検索システム（EUC）用データベースには、個人番号を含むテーブルは作成しない。  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の利用に当たり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。</li> <li>・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。（ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない。）</li> <li>・ユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。</li> </ul> |  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない  |  |
| リスク： 委託先における不正な使用等のリスク   |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  | [ 定めている ] <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない  |
| 規定の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持として、個人情報保護法及び情報セキュリティ特記事項を遵守する。</li> <li>・委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。</li> <li>・委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る情報を複製し、又は複製してはならない。</li> <li>・委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る情報を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。</li> <li>・業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。</li> </ul> |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保  | [ 再委託していない ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている<br>3) 十分にしていない 4) 再委託していない  |
| 具体的な方法   | —  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| その他の措置の内容  | 情報セキュリティ体制に関する届け出、秘密の保持に関する同意書等を提出させている。   |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |
| —  |  |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない                  |  |  |
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク  |  |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール  | [ ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                    |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法   |  |  |
| その他の措置の内容  |  |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                                |  |  |
|  |  |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供) |  |  |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク   |  |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>&lt;さいたま市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号連携サーバにおいて、各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。</li> <li>・操作端末やシステムによる接続では、認証機能により、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2： 不正な提供が行われるリスク  |  |  |
| リスクに対する措置の内容   |  |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                   |              |  |
| 再発防止策の内容                               |              |  |
| その他の措置の内容                              | -            |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・事務を行う執務場所は、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が無断で立ち入れない施錠可能な独立区画とし、入室制限を行っている。
- ・事務を行う執務場所において、市職員(委託従事者)以外の者(外部業者)が作業する際、執務場所内にいる間は職員が立ち会い、作業内容を確認している。
- ・特定個人情報が記載された媒体は、業務終了後に施錠した保管場所に保管しているほか、執務場所から持ち出すことの内容管理している。
- ・基幹系端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。
- ・外部記憶媒体については、限定された媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。

## 8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 特に力を入れて行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法       | <p>&lt;さいたま市における措置&gt;<br/>           ①部署の職員、委託先従業員に対して、新しい事務運用、特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等の研修を実施する。<br/>           ②所属長に対し、年1回ICT環境の変化や情報セキュリティ事件・事故事例について紹介するとともに、所属長の管理者としての責務について研修を実施する。<br/>           ③各所属により選定されたICTリーダに対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施する。<br/>           ④事業者に対し、市のセキュリティポリシーを遵守するよう、必要な教育・啓発を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(継続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> |  |

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 各区役所 暮らし応援室<br>住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他 |
| ②請求方法                    | さいたま市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。       |
| ③法令による特別の手続              |  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         |  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 福祉局 生活福祉部 福祉総務課<br>〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号   |
| ②対応方法                    | 問合せ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。                      |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和5年5月24日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | -   |
| ②実施日・期間               | -   |
| ③主な意見の内容              | -   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | -   |
| ②方法                   | -   |
| ③結果                   | -   |

